

明レバ十月元延元十日ノ巳刻ニ主上醜後ハ腰輿ニメサレテ今路ヲ西へ還幸ナレバ春宮良尊

ハ龍蹄ニメサレテ戸津ヲ北へ行啓ナル  
〔小島の口すみ〕同年文和八月廿五日をじまの頓宮よりたるるに行幸あり光後殿そのありさま非常の儀にて腰輿にめさる朝衣の人はなくてえびすごろもとかやの姿めづらしき事也

〔後水尾院當時年中行事下〕一御所々々の御祝どものまじり御誕生日より百廿日満るとき當日引あり宮参りあり上の御靈但し産やの在所に参らる先典侍一人里亭にむかふこれ乗ぞへの局也里亭を直に参向也腰輿下かけすれを用ふ

〔撮壤集中〕手輿

○ズルニ腰輿手輿共ニタゴシト訓ズレバ恐ラクハ同物ナルベシ

〔運歩色葉集多〕手輿

〔饅頭屋本節用集太〕手輿

〔蛙抄車輿〕四方輿間事略中

今案略中 號手輿ハ四方輿ノ蓋并柱ヲ撤シテ乗ズル力者等儀同前方輿四

〔皇大神宮儀式帳〕神嘗祭供奉行事

以同日九月十七日午時齋内親王参入坐川原御殿爾御輿留氏手輿坐氏致第四重東殿就御座

〔榮花物語二〕月九月九日百體の釋迦つくりたてまつらせ給へるいそぎ給へりとしてこの廿一日

○萬壽四にぞわたしたてまつらせ給略中九十九體はたごしといふものにのせたてまつりて

あをく裏やうしたるきぬばかまきて四人づもてたてまつりたり

〔中右記〕天永二年二月廿九日辛酉院河令参詣八幡給云々略中於宿院鳥井外御車手引於廊前

門下令乗手輿御駕輿丁